

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

【熱中症対策】

- 1 始まっています！ 熱中症対応策の義務化
- 2 ストップ熱中症！！ 誰でもできる予防策
- 3 他人事ではない！！！ 会社の責任が問われた熱中症事故の事例

労働安全衛生法（第3条）や労働契約法（第5条）では、労働者が安全で健康に働くことができるようにしなければならないといった「安全配慮義務」を会社に義務付けています。もし業務上で病気やケガをした場合、程度によりますが会社にとっては労働力の損失、労働者からの損害賠償請求、企業イメージの低下といったこともダメージとなり得るため、軽視することはできません。

近年は夏の暑さが厳しく、その期間も長いために熱中症になるリスクも高まっており、会社としても対策を講じる必要があります。

1 始まっています！ 熱中症対応策の義務化

猛暑による熱中症の死亡者数は年々増加し、労働災害も増加傾向にあるため、労働安全衛生規則が改正され、2025年6月1日より会社における熱中症対策が罰則付きで義務化されました。

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う場合は、次の3つの対策を講じることが義務づけられます。「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、「WBGT（※）28度以上又は気温31度以上の作業場」で「連続1時間以上又は1日に4時間を超えて行われることが見込まれる」ものです。

※WBGT（暑さ指数）：①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温 の3つを取り入れた指標

① 報告体制の整備

熱中症の自覚症状（めまい、頭痛、吐き気等）がある労働者や熱中症の可能性のある労働者（ふらつきや大量の発汗等がある）を見つけた場合に報告するための体制を整えます。

具体的には、緊急連絡先や担当者の明示、巡視体制の確保、ウェアラブルデバイス（腕時計のように身体に着けて使用する小型コンピューター端



末)の活用などが推奨されています。

② 実施手順の作成

事業場ごとに作業からの離脱→身体の冷却→医療機関への搬送など、熱中症の重篤化を防ぐための具体的な手順を定め、対応マニュアルを整備します。熱中症の症状か判断しかねる場合は、救急車を呼ぶ前に救急安心センター事業（＃7119）へ連絡して相談することもできます。

③ 関係者への周知

整備された体制と手順を関係者へ周知します。対象は自社の従業員に限らず、派遣労働者、請負業者等の作業従事者も含まれます。体制を整えた際に朝礼、掲示板等で案内することに加え、熱中症警戒アラートが発表された日には改めて周知することも考えられます。

厚生労働省：職場における熱中症対策の強化について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

担当：佐藤

2 ストップ熱中症！！ 誰でもできる予防策

誰もがかかる危険性がある熱中症は、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、意識障害など重症化するケースも少なくありません。

正しい予防方法を知り、普段からみんなで気を付けて熱中症を防ぎましょう！

【対策1】水分をこまめにとろう

屋内外問わず、のどが渇いていなくても、こまめな水分補給が大切です。

スポーツドリンクなど塩分や糖分を含む飲料は水分の吸収がスムーズにでき、汗で失われた塩分の補給にもつながります。

会社は、休憩場所に水分補給のための設備を備えついたり、就業時間中に定期的に水分補給できるように配慮しましょう。



【対策2】暑さに負けない体づくりをしよう

適度な運動、バランスの良い食事、十分な睡眠が大切です。日頃から体調管理をすることで、熱中症に負けない丈夫な体づくりを心がけましょう。

シャワーで済まらず湯舟にお湯をはって入浴することも効果的です。

【対策3】暑さ指数（WBGT）を気にしよう

テレビ、Webなどで公開されている暑さ指数で、熱中症の危険度を把握することも予防に効果があります。危険度が高い日は、エアコンや冷却グッズを使用したり、麻や綿など通気性のよい生地 of 衣服を選ん

だり、帽子や日傘で直射日光をよけたり、暑さに対する工夫をしましょう。

全国の熱中症指数確認サイト：https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

【対策4】少しでもおかしいと感じたらすぐに申し出よう

体調の悪さを感じても「少し休めば大丈夫」と、つい無理をした結果、重篤な熱中症になるケースもあります。少しでもおかしいと思ったら、管理者や近くの人に申し出ましょう。

熱中症が疑われる症状がある場合は、すぐに 119 番で救急車を要請してください。救急車到着までの応急処置が運命を左右すると言っても過言ではありません。熱中症かな？と思うようなサインがあったときは、早急に応急処置を行いましょう。

【応急処置】

- ① 涼しい場所へ移動しましょう
- ② 衣服を脱がし、体を冷やして体温を下げましょう
- ③ 水分・塩分を補給しましょう

担当：外賀

3 他人事ではない！！！ 会社の責任が問われた熱中症事故の事例

熱中症対策について、「注意喚起しているから大丈夫」「水分は各自で取るように言っている」といった対応で済ませてしまっているケースもあるかもしれません。しかし、熱中症による死亡事故が発生した場合、会社には数千万円規模の損害賠償を命じられるリスクがあります。

本稿では、実際に裁判にまで発展し、安全配慮義務違反が認定された事例を紹介します。熱中症対策の重要性を再認識していただければ幸いです。

1. 造園業における伐採・清掃作業中の死亡事故（平成 28 年 1 月 21 日 大阪高裁判決）

造園作業中の労働者が熱中症により死亡した事案において、大阪高裁は使用者に約 3,600 万円の損害賠償を命じました。事故当日は WBGT 値 33℃以上と想定される高温多湿環境下にもかかわらず、冷所の確保、水分補給の徹底などが不十分とされ、安全配慮義務違反が認定されました。亡くなった労働者の服薬状況も考慮されており、健康状態に応じた対策が求められていることが分かります。



2. 海外出張中の熱中症死亡事故（令和 7 年 2 月 18 日 福岡高裁判決）

出張先のサウジアラビアで労働者が熱中症により死亡した件で、福岡高裁は会社側の安全配慮義務違反を認定し、遺族への損害賠償を一部認容しました。高温多湿な現場でありながら水分補給や体を冷やす備品の装着等は労働者任せとなっており、同社は熱中症リスクの客観的評

価を踏まえるなどして熱中症を予防するための措置を講じていなかった点が問題とされました。

この事案では控訴審において会社・遺族双方の請求が棄却され、会社に約 4,860 万円の支払いを命じた一審判決が維持されました。

以上の 2 つの事例ではそれぞれ具体的な状況や争点は異なりますが、いずれも使用者には職場における熱中症の予防措置を的確に実施すべき注意義務があるということが示されています。

今回の記事をきっかけに、あらためて自社の熱中症対策を点検してみてはいかがでしょうか。

担当： 高橋

お知らせ / ご案内

弊所代表の山口が行うセミナーをご案内いたします。

■2025 年 8 月 27 日（水）『人事労務担当者の基礎知識』

<https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/11181>

■2025 年 9 月 8 日（月）『事例や Q&A を通じたハラスメントの理解と予防策・事後対応の留意点』

<https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/11202>

作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2 階

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

Homepage： <https://www.ys-office.co.jp> Facebook： <http://www.facebook.com/ysoffice>

YouTube： <https://www.youtube.com/@Ys-office/featured>



社会保険労務士法人 山口事務所
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office